

阿久根市人権教育・ 啓発基本計画

【改 訂】



「人権の花（ひまわり）運動」

令和2年度

阿 久 根 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の役割	1
3 計画策定の背景	2
(1) 國際的な動き	2
(2) 国の動き（動向）	3
(3) 県の動き（動向）	5
(4) 本市の状況	5
第2章 計画の期間と基本理念	8
1 計画の性格	8
2 計画の期間	8
3 計画の基本理念	8
第3章 計画の推進	9
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校等における取組	9
(2) 家庭、職場、地域における取組	10
(3) 職員の人権意識の向上への取組	11
(4) 関係機関との協力・連携	11
(5) 基本計画のフォローアップ	12
第4章 様々な人権課題への取組	13
1 人権尊重に対する課題と対応	13
2 人権課題に対する取組	13
3 女性	14
(1) 現状と課題	14
(2) 施策の方向性と取組	15
4 子ども	16
(1) 現状と課題	16

(2) 施策の方向性と取組	1 6
5 高齢者	2 0
(1) 現状と課題	2 0
(2) 施策の方向性と取組	2 0
6 障がいのある人	2 2
(1) 現状と課題	2 2
(2) 施策の方向性と取組	2 3
7 同和問題	2 4
(1) 現状と課題	2 4
(2) 施策の方向性と取組	2 5
8 外国人	2 6
(1) 現状と課題	2 6
(2) 施策の方向性と取組	2 6
9 H I V 感染者・エイズ患者等及びハンセン病患者の人権	2 7
(1) 現状と課題	2 7
(2) 施策の方向性と取組	2 7
10 犯罪被害者とその家族	2 8
(1) 現状と課題	2 8
(2) 施策の方向性と取組	2 8
11 インターネット等による人権侵害	2 9
(1) 現状と課題	2 9
(2) 施策の方向性と取組	2 9
12 北朝鮮当局による拉致問題等	3 0
(1) 現状と課題	3 0
(2) 施策の方向性と取組	3 0
13 性的マイノリティー（性的少数者）	3 1
(1) 現状と課題	3 1
(2) 施策の方向性と取組	3 1
14 生活困窮者	3 1
(1) 現状と課題	3 1
(2) 施策の方向性と取組	3 1
15 災害時の人権問題	3 1

(1) 現状と課題	3 2
(2) 施策の方向性と取組	3 2
1 6 複合的な人権問題	3 2
1 7 様々な人権課題	3 2
(1) 現状と課題	3 2
(2) 施策の方向性と取組	3 2
用語解説（50音順）	3 4
参考資料	
「日本国憲法」（抜粋）	4 1
「児童虐待の防止等に関する法律」（第1条から第7条までを掲載）	4 3
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	4 7
「世界人権宣言」	4 9
「児童の権利に関する条約」	5 6
「障害者の権利に関する条約」（前文から第3条までを掲載）	7 8
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	8 3
資料「人権教育・啓発の推進に関する週間等の一覧」	8 5

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

阿久根市では、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等である」ことを保障した日本国憲法と、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言を基底に据え、市民が安心して暮らすことができ、「人権を尊重し、一人一人が主役の誇りを持てるまちづくり」を推進しています。

しかし、21世紀は「人権の世紀」と言われながらも今もなお、配偶者等からの暴力いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）（※18）、ストーカー行為（※9）、セクシュアル・ハラスメント（※12）等が社会的問題となっています。また、児童・高齢者への虐待など様々な人権侵害や不当な差別など多くの課題が顕在化しています。

そして、今日の少子高齢化・高度情報化・国際化などの急速な進展に伴う大きな社会情勢の変動の中で、全ての市民が等しく「人間らしく幸せに生きる権利」が保障され、心豊かな住みよいまちを実感できる市民生活の実現が強く求められています。

これから課題に対応するため基本計画を策定してきましたが、今回、現下の状況に鑑みて必要な改訂を行うこととしました。この計画は、市の人権施策に関する、今後の人権教育・啓発の基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となる計画です。

2 計画の役割

- (1) 人権教育の推進・充実を図り、人権問題に対する正しい理解を市民全体に浸透させ、基本的人権を尊重する差別のない社会づくり、まちづくりを目指す活動の指針とするものです。
- (2) 市民の一人一人が、それぞれの能力に応じて可能性を十分に發揮できる社会に向け、豊かで充実した生き方を実践していくための施策を明らかにするものです。

(3) 人権を尊重し、一人一人が主役の誇りを持てるまちづくりの方針性を示し、市民、民間団体、企業等や行政の役割と協力関係の指針となるものです。

3 計画策定の背景

(1) 國際的な動き

20世紀前半における二度の世界大戦の反省から、人類共通の課題として戦争のない世界平和を目指し昭和20年に国際連合（以下「国連」という。）が設立されました。国連は、昭和23年の第3回総会で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言（※11）」を採択しました。この「世界人権宣言」は、全ての人が、誰でも、いつでも、どこでも、等しく人権が保障されなければならないという、世界における自由、正義及び平和の基礎としての共通の理解を示したものでした。

そして、国連は世界人権宣言を実効あるものとするため、昭和40年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、昭和41年の「国際人権規約」、昭和54年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、平成元年の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、平成18年の「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択し、人権尊重に向けての国際的な取組を続けてきました。

また、特定の事項に対しての重点的な問題解決に向け、国連をはじめ全世界の団体・個人に呼びかけるために国連総会において、採択・決議される国際年として、「国際人権年」（昭和43年）、「国際婦人年」（昭和50年）、「国際児童年」（昭和54年）、「国際障害者年」（昭和56年）などが定められました。さらに、時間をかけて取り組むべき問題として期間を設定した「国連婦人の10年」（昭和51年）、「国連障害者の10年」（昭和58年）などの取組も展開されました。

しかし、東西冷戦構造の崩壊とともに、世界各地で、人種や民

族、宗教の違い、政治的な対立や経済的利害の対立により地域紛争や対立が起こり、難民の発生などの多くの人権を侵害する問題が起きています。

このため、人権に関する様々な取組が国連において行われ、平成6年の国連総会では、世界各地における人権の保護と啓発を目的として「国連人権高等弁務官」の設置や「国連人権教育10年」とすることが決議され、「人権教育のための国連10年（※5）」（平成7年）として、人権という普遍文化の構築を目指し取り組まれ、その後の取組を進めるために平成16年の国連総会において「人権教育のための世界計画決議」が無投票で採択され平成17年から開始することが決議されました。平成19年までの3年間は、「初等中等教育における人権教育」に重点を置き、平成22年以降は、高等教育までのあらゆるレベルにおける人権教育の取組が展開されています。

また、人権の保障については、平成27年（2015年）の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、それに含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）※2」にはそれぞれ人権尊重の考え方方が基礎にあり、世界ではSDGsの達成に向けて様々な取組が進められています。

（2）国の動き（動向）

国においては、昭和22年に日本国憲法が施行され、基本的人権の尊重という基本理念の下、各種の人権課題の解決に取り組みました。昭和31年には、国連に加盟し、世界人権宣言の内容を基礎として条約化した「国際人権規約」（昭和54年に批准）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和60年に締結）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成6年に批准）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（平成7年に批准）、「障害者の権利に関する条約」（平成26年に批准）をそれぞれ締結・批准しました。また、国連が決議した「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」など各種国

際年への取組を展開しました。

また、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、平成9年に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し取組が展開されました。

そして、人権教育・啓発に関する施策については、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の策定及び実施は、国と地方公共団体の責務であると明示されています。これに基づいて、国は平成14年に、「人権教育・啓発に関する計画」を策定しました。

21世紀を「人権の世紀」にふさわしいものとするために、「男女共同参画社会基本法（※15）」（平成11年）、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」（平成12年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」（平成13年）、「犯罪被害者等基本法」（平成16年）、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成17年）、「障害者自立支援法」（平成17年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（平成28年）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」（平成28年）など個別の関係法令を制定し、様々な取組を進めました。

また、平成16年には、学校教育における人権教育の現状について「教育活動を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないなど指導方法の問題等」に対処するため、人権教育について分かりやすく示した「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次とりまとめ）」を公表しました。平成18年の「第二次とりまとめ」では、指導方法等の工夫・改善方策などについて検討を加え、平成20年の「第三次とりまとめ」では、示された考え方を更に深め、実践につなげていけるよう「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編成し、学校における人権教育への一層の取組を進めまし

た。そして、平成23年には、基本計画を改訂し、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題としました。

(3) 県の動き（動向）

県においては、平成10年の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、県内自治体においても人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点から捉える活動や差別、偏見のないまちづくりの気運が高まっています。

また、国連で提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年に県行動計画を策定しました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化（人権文化）が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通した人権教育・啓発の取組を積極的に進めてきました。

平成16年には、県における人権教育・啓発施策の指針となる「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」が策定され、平成23年によ一部変更を行いました。人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進が図られています。現在、県においては、この基本計画に基づき、マスメディアやポスターなどを活用した情報の発信や、県民のつどいや人権フェスティバル等のイベントの開催、パンフレットなどを使用した研修事業等、国や市町村等と連携しながら、様々な啓発活動に取り組むなど、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。

また、これまでの取組の成果と課題を検証し、2018年度（平成30年度）に実施された「人権についての県民意識調査」の結果を踏まえ、基本計画の2次改訂が行われました。

(4) 本市の状況

本市においては、これまで、人権を尊重し男女共同参画社会（※14）の形成を目指して、人権意識の啓発や各種の施策を推進しています。

また、子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし

全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組として、令和2年度から5年間を計画期間とし、「第2期阿久根市こども・子育て支援事業計画」を策定しています。

さらに、高齢者が自立し、健康で生きがいをもって生活できるまちづくりを進め、その中で介護が必要となった人々に対しては市民ぐるみで支え合う体制づくりを目指し、高齢者福祉施策を開いてきました。引き続き、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めるため、平成30年度からの3年間を計画期間とする「第7期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）」を策定しています。

障がい者施策については、制度改正等の障がい者を取り巻く環境の変化に対応するとともに、平成30年の児童福祉法の改正により新たに「障害児福祉計画」策定が義務付けられたことから、平成30年度から3年間を計画期間とした「阿久根市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しています。

男女共同参画社会の実現では、平成13年には「あくね男女共同参画プラン」を策定し、また、平成23年度からは10年間を期間として定めた「新あくね男女共同参画プラン」に基づき市民と行政の協働により男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、期間終了に伴い、令和3年度からの第3次男女共同参画プランの策定が予定されています。

人権に対する正しい理解の促進に向け、教育委員会や人権擁護委員（※6）と連携を図りながら、人権教育・人権啓発の推進及び情報発信を行っています。また、定期的に特設人権相談所を開設し人権相談の充実に努めています。

今日においては、様々な人権問題が存在するとともに、新たな人権侵害や女性への暴力などに対応するために制度改正が行われるなど、社会問題が大きく変化しています。このような人権を取り巻く環境の変化や多様化・複雑化する人権課題に対応するとともに、一人一人が主役の誇りを持てるまち、そして、お互いが支え合い信頼しあえる人権尊重のまちの実現のために「阿久根市人

権教育・啓発基本計画」を策定しましたが、今回、現下の状況に鑑みて必要な改訂を行うこととしました。

第2章 計画の期間と基本理念

1 計画の性格

この計画は、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を基本とし「阿久根市まちづくりビジョン」や各種計画との整合性を保ち阿久根市が実施する施策の人権教育・啓発分野の基本指針になるものです。

2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）からとし、国、県の動向及び社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて改訂を行います。

3 計画の基本理念

人権とは、人間の尊厳について全ての人が生まれながらにもつっているかけがえのない権利であり、いつでもどこでも、そして全ての人に等しく保障されている基本的権利です。

市民一人一人が、人権について正しい理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同じように他人の人権をも相互に尊重し、それぞれの人が、人として幸せに生きる権利を大切にするためには、いかなる経済・社会状況であっても、優先されるべきものです。

人権意識の高揚のため、何が不当差別や偏見なのか正しい理解を促すとともに、差別やいじめをなくし自分と他人をお互い認め、大切にする豊かな人間形成を目指した人権教育・人権啓発を行い、「人としての尊厳が守られ、お互いを支え合い信頼しあって、一人一人が主役の誇りを持てるまち」を基本理念とします。

第3章 計画の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発をするために、市民一人一人が自分を大切にするとともに、他者の大切さを認めることができる意識、意欲、態度が求められています。

人権の意義や重要性について、知的理 解にとどまらず、日常生活で自他を大切にする行動や態度として実践することが重要です。そのためには、学校、家庭、地域などあらゆる場において、人権教育・啓発を行い、様々な人権問題について認識を深めるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高める必要があります。

そのため、学校等においては、教育活動全体を通して、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育を行い、それぞれの人格や個性の違いをお互いに尊重し合い、自分の大切さとともに他人も大切にできる態度や実践力の醸成に努めます。

また、家庭、職場、地域においては、日常生活上の様々な人権問題に気づくことから進め、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分はもとより他人の人権にも十分配慮した行動がとれる社会になるよう人権教育・啓発に努めることが大切です。

(1) 学校等における取組

保育所、認定こども園、学校では、子どもが家庭以外の人と関わりをもち、それぞれの発達段階において、自己の大切さとともに他者の大切さを認めることができるよう、人権に関する知的理 解を深め、人権感覚を高める取組を行い、いじめや差別をしない、させない、許さないという人権意識と行動、実践力を高める必要があります。

人権教育を全ての教育活動の基底に据え、人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図り、子どもたち一人一人の人権と個性が保障される教育を推進するとともに、学校、家庭、地域が連携して人権教育・啓発の推進に努めます。

ア 教職員、保育士、保護者等の研修機会の充実

教職員、保育士、保護者等の人権感覚を育み、資質の向上を図るために、研修の機会を充実します。

イ 子どもの人権教育の推進

子どもたちが、学校等での生活において、自己の大切さとともに他者の大切さも認めることができるよう、保育所・認定こども園・小学校・中学校において発達段階に応じた取組を推進します。

ウ 地域ぐるみの人権教育・啓発の推進

家庭、地域及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみで感性豊かな子どもたちを育み、人権意識の高揚に努めます。

(2) 家庭、職場、地域における取組

家庭は、子どもにとって教育の始まりであり、家族とのふれあいの中で、基本的な生活習慣、人としての尊厳など基本的な人権を学ぶ重要な役割を担っています。

市では人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図りながら、地域社会での学習機会の充実に努めます。

ア 家庭や地域の人権教育・啓発推進

市では家庭や地域の教育力向上のため、PTAや社会教育関係団体との連携を深め、人権課題への理解が深まるよう活動を支援します。

イ 男女共同参画社会の実現

性別に関係なく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を發揮できる環境づくりを推進することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

ウ 企業等における取組

近年、企業等における人権尊重の取組として、公正な採用や配置及び昇進等人事制度の適切な運用、パワー・ハラスメント（※2.3）やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害の防止のほか、雇用等における男女共同参画社会の推進、仕事と生

活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※26）の実現、障がい者や高齢者の雇用促進などがなされ、社会的責任も求められています。このことから、自主的な職場内研修の取組が促進されるよう情報提供を行い、様々な人権問題を正しく認識するための研修等に講師を派遣するなど、問題解決のために適切な対応が行えるよう取組を支援します。

(3) 職員の人権意識の向上への取組

ア 職員の人権意識の向上

行政に携わる職員は、公務員としての自覚と使命感をもち、高い人権意識をもってそれぞれの業務を遂行しなければなりません。そのために、職員一人一人が知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう取り組みます。

イ 教職員の人権意識の向上

あらゆる研修の機会を通して教職員の人権意識を高め、人権教育の推進に取り組みます。また、家庭や保護者、地域社会との連携を更に高め、人権課題の解決に積極的な役割を果たせるよう教職員の資質向上と指導力の向上に努めます。

ウ 医療・保健・福祉・消防関係職員の人権教育・啓発の推進

医療・保健・福祉・消防関係職員は、人の生命や健康に関する業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに配慮した行動が求められています。職務の内容によっては、きめ細かな人権感覚が必要であり、いつでも相手の立場に配慮した職務が遂行できるよう人権意識の高揚に努めます。

(4) 関係機関との協力・連携

人権教育・啓発を総合的、効果的に推進していくためには、市民一人一人の研修や多様な学習機会の提供、情報提供の充実など社会全体の取組が必要であり、国・県・市の行政機関はもとより、地域、学校、家庭、関係団体及び企業等がそれぞれの役割に応じての協力・連携が重要になります。

ア 国、県、関係市町村等、人権擁護委員との協力・連携
人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくためには、
国、県、市町村及び人権擁護委員との連携は不可欠です。

国においては、鹿児島地方法務局及び鹿児島地方法務局川内支局、県においては人権担当部局、関係市町村等においては鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会（※3）、そして人権意識向上の普及・啓発に積極的に活動を行っている川内人権擁護委員協議会（※13）と密に連携します。

イ 地域、学校、家庭との協力・連携

地域、学校、家庭との連携を密にし、人権問題を單に知識として知っているだけでなく、態度や行動に表れるよう人権感覚の醸成に努めます。また、人権擁護委員の積極的な啓発活動として、市では人権作文コンテスト、小学生を対象とする「人権の花」運動、人権教室、人権相談など人権に関する多種多様な支援を行っていることから、更に連携の推進に努めます。

(5) 基本計画のフォローアップ

基本計画の進捗状況については、毎年度、成果と課題を検証し、その結果を施策の推進に反映します。

第4章 様々な人権課題への取組

1 人権尊重に対する課題と対応

基本的人権の尊重は、日本国憲法の三大原則の一つです。

第11条に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と、また、第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。

しかし、現実には、女性や高齢者、障がいがあることなどによる不当な差別や偏見はなくならず、いじめや虐待により子どもの人権が侵害されたり、社会環境の変化や人権意識の希薄さなどにより、性的マイノリティ（L G B T）（※10）の人権や、メールやインターネットによる人権侵害など新たな人権課題も生じています。

これらの課題に対応するために、市では「法の下の平等」「個人の尊重」といった普遍的な視点から研修を進めます。それとともに、同和問題や女性、子どもなどの人権問題といった個別の視点からも、それぞれの成長段階に応じて理解を深め、課題解決に向けた実践的な行動が取れるよう、計画の基本理念「人としての尊厳が守られ、お互いを支え合い信頼しあえ、一人一人が主役の誇りを持てるまち」の実現に向けて関係機関と連携を図ります。

2 人権課題に対する取組

平成9年に策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の中で、「人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V（※1）感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に対して、それぞれの固有の問題点についてアプローチするとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」と定められています。

現在、このような個別の人権課題については、社会環境の急速な変化を背景に、複雑・多様化しています。私たち一人一人が、身近に存在する様々な人権問題・課題を自分自身の問題として認識することが重要です。これまで以上に、人権尊重の精神を基底に据えた人権教育及び啓発をより一層進めていきます。

本市においては、「一人一人が主役の誇りを持てるまち」を目指してあらゆる人権問題の解決に向けた取組を推進しており、特に人権意識の啓発活動と男女共同参画社会の推進に努めてきました。

しかしながら、地域の中にはいまだ女性、子ども、高齢者、障がい者に関し、また、インターネット等による人権侵害、その他様々な人権問題が存在しています。

これらの人権問題は、本人や関係者にとっては、生活や生き方へ大きな影響を与える重要な個別課題であると同時に、それぞれの人権問題の根底に「人間の尊厳」という共通の課題を有する普遍的課題でもあります。

これらの視点に立って、以下のとおり市では様々な人権課題に対する取組を推進し、知識や理解を深め、実践的な態度を培い、自らの生き方として根付いた豊かな人権文化の創造を目指します。

3 女性

(1) 現状と課題

本市では、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画に関する計画を定め、男女共同参画社会の形成のための取組を進めています。

しかしながら、依然として人々の意識や社会慣習の中に、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に考える固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現を困難にする大きな要因になっています。また、配偶者等からの暴力が深刻化するなど、様々な課題への迅速な対応が求められています。

そして、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などの女性に対する暴力が社会的問題として今なお存在してい

ます。

女性が主体的に地域活動に参画でき、家庭や地域、職場において男女それぞれに人権が尊重され、調和のとれた社会環境づくりが必要です。

(2) 施策の方向性と取組

男女共同参画社会の実現に向け、次の基本的な事項に関する取組を強化・拡充するとともに、現在の「新あくね男女共同参画プラン」の期間の終了に伴い、これまでの取組を踏まえて新たな計画を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

ア 個人の尊厳の確立

男女共同参画社会を実現するには、何よりもまず、人権尊重の意識づくりや環境づくりが不可欠です。そのために、講演会などの開催、計画的な研修などにより、あらゆる機会を捉えて啓発活動を推進します。

また、人権擁護委員などの関係機関と連携をとり、相談窓口を充実します。

なお、DVについては、正しい知識の啓発や相談体制の充実と被害者保護の推進を行うことが必要です。それに加え、被害者の自立支援や関係機関との連携強化を図ります。

イ 社会制度慣行の見直しと意識改革

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場において、性別にとらわれない多様な生き方を選択できる社会が実現されるように、意識づくりや情報提供に努めます。

そのために、多様な学習機会が確保され、学習機会の充実や住民の要望に応えられる支援体制や推進体制の整備を図ります。そして子育てに関する各種相談業務の充実や要介護者等を抱える家庭への支援策として介護支援研修等を行い、性別に関わりなく一人一人の多様な暮らしができる環境の整備を促進します。

ウ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定過程に男女がともに参画し、男女双方の視点や意見が反映されることは、男女それが対等な社会の構成

員として活躍できる社会となるためには不可欠です。

そのために、各種審議会・委員会等への女性の積極的な登用を図ります。また、市民・団体等との連携を強化し、女性の人材活用を促進します。

エ　家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

家庭生活において、男女それぞれ仕事と家庭生活を両立させ、良好な環境が構築できるよう、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る必要があります。そのために、多様な働き方を可能とする就業条件の整備など、両立を支援する労働環境の改善を広報・啓発します。

4 子ども

(1) 現状と課題

子どもたちは、次世代を担う大切な存在であり、子どもたちが心身共に健やかに育つことは、全ての大人の願いです。

子どもたちは、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などに明記されているように、大人と同じように基本的人権が保障されています。それぞれ人格をもった人間として尊重され、基本的人権の権利主体者として、大切にされなければなりません。とりわけ、いじめや虐待等の子どもの人権侵害への対応は重要です。いじめや不登校は、学校教育の大きな課題です。近年、子どもたちにもインターネットは非常に身近な存在となっています。その匿名性や情報発信の容易さから、様々な問題が発生し、「いじめ」が深刻化する一つの要因にもなっています。子どもたちが人権の重要性について確かな知識をもち、日常生活においてもお互いを尊重した行動ができるよう人に権力教育を推進していく必要があります。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（※19））の問題も深刻化しています。

(2) 施策の方向性と取組

「第2期阿久根市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行

政と各関係団体等が連携し、家庭や地域における「つながり」を支援しながら、子どもたちを「育み」、明るい未来である「その先」を展望して、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを進めていきます。

ア 人権教育の充実

「阿久根市まちづくりビジョン」、「阿久根市教育振興基本計画」に述べてあるように、本市の学校では、人権教育の充実に努めており、人権作文、人権標語、人権ポスター等の作品応募や「人権の花」運動、人権教室、体験活動等を通じて、望ましい人権感覚を養う児童生徒の育成に取り組みます。

このため、学校の人権教育推進体制を更に充実するとともに、児童生徒の模範となるべき教職員の資質の向上を図るため、外部の研修会に積極的に参加し、校内研修に取り組むなど、人権に関する知識や理解をより一層深めていきます。また、人権意識を高めるために、全教育活動を通して発達段階に応じた人権教育を進め、その充実を図ることを主要施策としています。

教職員は、子どもたちの生き方に大きな影響を与える立場にあります。このことを自覚するとともに、「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」を基本姿勢として、子どもとの向き合いをより確かなものにすることが大切です。

イ 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）などの理解促進

次世代を担う全ての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、児童の権利に関する権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にする取組の充実に図ります。子どもの安全・防犯対策の充実・推進と児童虐待防止体制の充実・推進、子どもの貧困対策の充実・推進を図ります。

ウ いじめ・不登校問題への取組

平成27年1月にはいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにしました。市の対策に関する基本的な事項を定めることによ

り、いじめの防止等のための対策を家庭、学校、地域が連携して、総合的かつ効果的に推進し、いじめ等問題行動の未然防止や、不登校児童生徒の解消に向け、進路保障の観点から、より一層力を入れて取り組みます。また、学校、教育委員会、関係機関相互の緊密な連携に基づいた指導相談機能の充実を図っていきます。

エ 乳幼児や児童への虐待防止の取組

虐待が発生する背景には、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っています。平成28年に施行された改正児童虐待防止法や改正児童福祉法を基に、子どもに關係する機関と連携して、リスクのある家庭の把握に努め、関係機関と連携して妊娠期から切れ目のない子育て支援に取り組み、虐待の発生を防止します。また、様々な機会を通して虐待の早期発見に努め、発見した場合には迅速かつ適切に対応できるよう、児童相談所ほか要保護児童対策地域協議会の構成機関同士が緊密な連携を図り、地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努め、「子どもを守る地域ネットワーク」としての機能強化を図っていきます。

子育てを社会全体の問題として認識し、行動していくための啓発等を推進します。それとともに、家庭や地域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで子どもの命と人権を守る活動を強力に推進します。

オ 子どもの健全育成に向けて、他人に対する思いやりの心を育む取組

子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるという家庭の果たす役割の再認識を促し、基本的生活習慣の定着や規範意識醸成に向け、啓発や学習機会の提供に努めます。

また、現在、図書やビデオ、インターネット等を通じた有害な情報の拡大が問題となっています。子どもが簡単にこれらを閲覧できないよう、大人が責任をもって環境を改善していく必要があります。特にインターネットの利用に伴う問題については、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい

知識と、犯罪に巻き込まれないための危機回避の方法やセキュリティの知識、健康への意識を習得させるための情報モラル教育の充実に努めます。

さらに、周囲の大人も子どもの携帯電話やインターネットの利用実態やフィルタリング機能をもたせること等による危機回避、トラブル対処に関する知識をもつ必要があることから、知識を身に付けるための啓発の推進に努めるなど、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。

力 相談体制の充実

福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、子育て、家庭問題、人間関係、不登校やひきこもり等の悩みに家庭相談員が寄り添い問題解決に向けて支援していきます。また、精神不安を伴う心の悩みに対応するため臨床心理士等による専門相談所を開設しています。

また、教育相談員は、児童生徒や保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら対応に努めており、引き続き相談業務を推進します。またスクールカウンセラー（※7）やスクールソーシャルワーカー（※8）を引き続き配置していきます。スクールカウンセラーは児童生徒の不登校、いじめ、その他の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、親や教師だけでは受け止めることのできない心の問題を支援します。スクールソーシャルワーカーは、教育分野の知識に加えて社会福祉等の知識を活用し、家庭、友人関係、地域、学校等で、問題を抱える児童生徒の環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用して支援します。

さらに、平成18年度から、鹿児島地方法務局及び鹿児島県人権擁護委員連合会が「子どもの人権SOSミニレター（※4）」等を実施しています。これは、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることを目的としています。これについても支援をしていきます。

5 高齢者

(1) 現状と課題

我が国においては、少子・高齢化が加速し、平成30年10月1日現在における高齢化率は28.1%となっています。

本市においても、令和元年10月1日現在、高齢化率が40.3%となっています。また、集落によっては、60%を超えているところもあります。一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増えるとともに、寝たきりや認知症による要介護認定者も増加しています。

平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されていますが、高齢者に対する身体的・精神的虐待は後を絶たない状況です。このほかにも、高齢者的人権に関する問題として、悪徳商法の被害者になりやすいこと、認知症高齢者に対する偏見、社会参加の機会の制限などが挙げられます。

また、高齢者が孤立し、周囲から取り残された結果、時には人から面倒がられる存在となったり、排他的な扱いを受け、やがて孤独死といった人間の尊厳に関わる問題となったりする場合もあります。

高齢者が社会の一員として地域社会の様々な活動に参加できるよう社会環境づくりを進めることはもちろんですが、一人一人が高齢者について理解を深め、高齢者を敬い大切にする心を育てることが必要です。

(2) 施策の方向性と取組

本市では、「阿久根市第7期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）」及び今後策定する次期計画に沿って、高齢者がいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らしていくまちづくりを目指して施策を展開していきます。

ア 福祉教育、啓発活動の推進

一人一人が、健康でいきいきとした生活を送るために、福

祉の心を実践する態度を養っていくことが大切です。学校においては児童生徒に対して、思いやりの心を育てる指導やボランティア活動を推進しています。

また、広く市民に、保健・医療・福祉が連携する地域リハビリテーションの必要性と、高齢者や障がいのある人たちを地域全体で支える体制づくりの重要性を理解してもらえる啓発活動を進めます。

福祉施設等に入所・通所している高齢者についても、多年にわたり社会の発展に寄与してきた人として、一人一人の人権が尊重される社会を目指し、施設の職員をはじめとする福祉関係者への研修支援に努めます。

イ 就労・生きがい対策の推進

高齢者が社会の重要な一員として、自らがもつ豊富な経験、技術、知識が社会活動や職場に生かされ、高齢者自身の生活の安定や生きがいが確立できるよう支援していきます。また、世代を超えた交流の促進を図るとともに、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促す支援を行い、生きがいづくり・健康づくり・閉じこもり防止の場の提供に努めます。

ウ 地域生活支援体制の推進

地域包括支援センターを核として、高齢者個々に応じたサービスの提供や地域の支え合いによる見守りのネットワークシステムの充実を図ります。さらに、成年後見制度の活用、高齢者虐待の予防・早期発見等の支援や情報提供を行い、高齢者の権利擁護を図るとともに、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

エ 認知症などの理解と介護等の施策の充実

認知症施策の推進、医療と福祉の連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備を進め、高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや介護予防に関する取組を積極的に推進します。

また、認知症は身近な問題でもあるにもかかわらず、正しい知識と周囲の理解が不十分であり、早期発見・早期対応につな

がらないという課題があります。認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者を増加させるための取組を行います。

そして、認知症になっても、住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、周囲の理解が必要不可欠です。未だに様々な誤解や偏見があるため、正しい知識と理解の普及に努めています。

介護保険の円滑な運営については、要介護等の認定者が介護保険の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるよう保険給付の充実に取り組むとともに、介護給付費の適正化と円滑な運営に取り組みます。

6 障がいのある人

(1) 現状と課題

国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」は、21世紀で最初につくられた人権条約です。平成26年の条約締結に向けて国内では、障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。特に「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行）や、障がいを理由とする不当な差別の解消と合理的配慮を具体的に示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成28年4月施行），また「改正障害者雇用促進法」（平成28年4月施行）では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。

また、障がいのある人が地域で暮らしていくには、障がいのある人への差別・偏見をなくすことなど地域の理解が必要であり、障がいのある人々への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいについての知識や理解不足等が挙げられます。

そして、障がいのある人を取り巻く環境には様々な問題があることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりを目指し実践することが何より重要です。

(2) 施策の方向性と取組

「阿久根市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は、これまでの計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、平成25年6月の障害者差別解消法の成立、平成26年1月の国連の障害者権利条約の批准など近年障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的な視点からの施策の体系化と障がい者福祉の充実を図り、平成30年度からの3年間の本市における各種施策の方向性を明らかにするため、計画を策定しました。

計画では、障がい者（児）のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指します。

また、いきいきと暮らせる施策の推進に努め、基本理念を「障がい者の自立と、共に生き支え合うまちづくり」としています。

ア 共に生き支え合うまちづくりを目指す啓発活動及び権利擁護の推進

障がい者に対する正しい理解を深めるために、市の広報を通じて、障がい者福祉に関する特集の掲載、パンフレットやポスター等を活用し、啓発・広報活動の充実を図ります。また市民にノーマライゼーション（※20）の理念の普及・啓発を図るとともに、阿久根市社会福祉協議会と連携してお互いに支え合う地域社会づくりを推進します。

そして、阿久根市障がい者虐待防止センターの機能強化に努め、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた方に対する保護及び自立の支援のため措置、擁護者に対する指導を行い、障がい者の権利を擁護します。

イ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

障がい者のみならず、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、安全かつ快適に生活を送る上で妨げとなっている様々な障壁（バリア）のバリアフリー（※21）化（障壁の

除去）の推進や、全ての人に配慮したユニバーサルデザイン（※25）によるまちづくりを推進します。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないように、防犯対策、防災対策を積極的に推進するとともに、安全対策や消費者被害防止対策の充実に努めます。

ウ 社会参加、自立支援、雇用の確保及び相談体制の充実・推進

障がい者の自立と社会参加を進めるために、日常生活や社会生活を送る上で社会的障壁の除去や、合理的配慮がなされる必要があります。

また、雇用・就業機会の確保、保健・医療の充実、充実した療育・教育の推進、相談・情報支援の充実などの取組を「阿久根市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」及び今後策定する次期計画に基づいて推進します。

7 同和問題

(1) 現状と課題

我が国固有の人権問題である同和問題に対して様々な施策や取組が行われてきましたが、昭和40年の「同和対策審議会答申（※17）」から50年が経過した今日でも依然として差別意識は根強く存在し、結婚問題、就職問題、差別発言、落書き等の差別事象が後を絶たない状況にあります。

同和問題の原点と言われた「同和対策審議会答申」では、『同和問題は人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関する課題です。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。』と基本的認識が示されています。これを受けて昭和44年から施行された「同和対策事業特別措置法（※16）」、昭和57年から施行された「地域改善対策特別措置法」、昭和62年から施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、同和対策事業は、33年間にわたって実施されました。しかし、この事業も平成14年3月末に廃止され、一般対策へと移行されました。

同和問題は、国民の一部の人々が、日本社会の歴史的過程の中で、不合理な差別を受け、長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい状況に置かれ、今もなお、差別を受けているという、我が国固有の人権問題であり、また、日本国憲法が保障する人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する重大な社会問題です。

鹿児島県においても、同和問題は行政の重要課題として位置付けられ、積極的な施策がとられた結果、同和地区における生活環境の改善など、一定の成果は見られました。しかし、心理的差別の解消など、解決しなければならない課題がまだ残されています。

このような中、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。

今後も、同和問題の解決に向かって主体的な取組をするため、歴史を学び直し、差別に気づき、正しい理解と認識を深め、差別を許さない世論の構築をすることが必要です。また、人権教育を全ての教育の基底に捉え、一人一人が尊重される社会の実現を目指さなければなりません。

(2) 施策の方向性と取組

今後の同和問題に対する差別意識の解消に当たっては、日本固有人権課題である同和問題を人権問題の重要な柱と位置付け、その歴史や経緯を十分認識しながら進めます。さらに、行政がその責務として、これまで積み上げられてきた取組や研究の成果を踏まえ、積極的に人権教育・啓発を推進します。

また、人権について共に考え、理解し、お互いを支え合い信頼し合え、一人一人が主役の誇りを持てるまちづくりを進めていきます。

そして、全ての学校において、人権教育を基底においた教育活動を推進するために、各種研修会によって教職員の人権意識を高め、理解と認識を深めるとともに実践力を高めます。さらに、地

域における関係機関や団体と行政が相互に連携し、地域ぐるみで取り組む人権同和教育、啓発活動により、一人一人が尊重される社会の実現を目指します。

また、小・中学生から人権に関する標語・ポスター・作文等を募集し、市民を対象に人権についての講演会を実施するなど、人権意識の高揚を図り、その成果を啓発活動に活用します。このようにして、身近に存在する様々な人権問題・課題を自分自身の問題として認識するよう啓発に努めます。

8 外国人

(1) 現状と課題

令和2年4月1日現在、阿久根市の人口20,009（3/31現在）人に対して、155人の外国人が暮らしています。このため、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなど、言語習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への人権問題の解消が課題となっています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ（※24）であるとして社会問題になっていることから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が公布・施行されました。

(2) 施策の方向性と取組

ア 差別意識を解消し、多文化共生社会の実現のための啓発の推進

外国人住民への理解不足が生み出す差別意識を解消するため、市内に在住する外国人と地域住民がふれあい、お互いの国や人、考え方や価値観の違いを認め合い、理解を一層深める草の根の国際交流が大切です。そして、地域に居住する同じ住民として心の中の国境をとり払い、外国人の人権に配慮した行動ができるよう、地域の内外において多様な文化や人々が共存していくける多文化共生社会の実現に向けて「共に生きる」社会の構築を

進めています。また、外国人が安心して暮らさせて活動しやすい地域・まちづくりを進めていきます。

イ 外国人との交流の積極的な促進と国際協力の精神を培う教育の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるとともに、国際交流・協力団体等と連携しながら、国際親善、国際協力の精神を培う教育を推進します。

ウ 学校における国際理解教育の推進と外国籍児童生徒への支援

国際化の進展に伴い、各教科や特別の教科道徳、総合的な学習の時間、外国語活動など学校教育活動を通して、他の文化・価値観の尊重や共生に向けた相互理解への取組を推進します。また、小中学校に在籍する外国籍児童生徒への日本語指導はもちろん学校生活を送る上で不安解消のためメンタル面のサポートも行います。

9 HIV感染者・エイズ患者等及びハンセン病（※22）患者の人権

(1) 現状と課題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者・エイズ患者やハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、採用拒否や職場解雇、入学（入園）や登校（登園）の拒否、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権侵害となって表れており、その解決に向けて、正しい知識と理解を深める啓発活動が必要です。

また、新型コロナウィルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者・医療従事者に対して、誤解や偏見により、人権侵害が横行しました。

(2) 施策の方向性と取組

ア HIV感染者・エイズ患者等及びハンセン病に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

III V 感染症やハンセン病に対する正しい知識の普及と患者や感染者への理解を深め、エイズを予防するための啓発活動を行うとともに、人権尊重の立場から偏見や差別をなくすための教育・啓発に努め、差別や偏見の解消に向けたポスター及びパンフット等を活用し、関係機関と連携して啓発活動を推進します。

イ 既知及び新たな感染症に対する啓発

私たちは、いつ、どのような病気にかかるか分かりませんし、患者や感染者の多くが不安や苦しみを明らかにできない現状があります。そのため、基本的人権尊重の観点から、保健所等の関係機関との連携を図りながら、既知及び新型コロナウィルス感染症等の新たな感染症等に関する正しい知識と理解を深めることを目的として、啓発活動を進めていきます。

10 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

近年、犯罪被害者等の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。私たち誰もが犯罪被害者になる可能性があります。しかし、ひとたび被害に遭うと平穀な生活を取り戻すのは容易ではありません。平成17年には、「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等への支援が、国、地方公共団体、国民の責務とされたことから、社会全体で犯罪被害者等を支援していくことが求められています。

(2) 施策の方向性と取組

ア 被害者の心情に配慮した対応と支援活動の推進

平成17年4月に施行された、「犯罪被害者等基本法」をはじめとした関係法を適切に運用しながら、犯罪被害者の立場を理解した上で配慮をもって支援するための施策を推進します。

イ 被害者への相談体制の充実及び被害者の安全確保の推進

かごしま犯罪被害者支援センター等の存在の周知を図るとと

もに、それらの機関と連携し、相談体制及び被害者の安全確保の推進を図ります。

1.1 インターネット等による人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットや携帯サイトを利用する人が増え、インターネット掲示板やいわゆる学校裏サイトなどの匿名性の高いサイトが誰でも比較的容易に利用できる環境にあることから、人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現や有害な情報を掲載したりすることも増えています。

インターネットを利用した人権侵犯事件は、匿名性を利用して悪質な差別表現の流出、プライバシーの侵害、誹謗中傷、児童ポルノ、リベンジポルノなどで、近年増加傾向となっています。法務省人権擁護局が、令和元年中に処理したインターネットによる人権侵犯件数は、1,985件であり、対前年比3.5%の増加で、4年前と比較しても14.3%増加しています。この件数は、法務省の人権擁護機関に人権を侵害されたという申告等に基づいたものであり、実際には、相当数の人権侵害事案が発生していると考えられます。

携帯電話やスマートフォンからもインターネットに接続ができる、匿名性が高いことから利用者が人権に配慮することが求められています。

このため、多様な年齢層の市民に対して、インターネットを利用する際のモラル向上のための啓発活動を進めなければなりません。

(2) 施策の方向性と取組

ア 情報モラルの啓発と人権侵害拡大の防止

インターネット利用者が情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を推進し、人権侵害の早期発見と速やかな削除依頼など、被害の拡大防止に努めます。

イ 人権侵害の相談への対応と個人の責任やモラルについての教育の充実

人権侵害の相談や個人のプライバシー、名譽に関する正しい理解を深める啓発活動を推進します。また、阿久根市内の小中学校では「携帯電話の原則持込禁止」がなされていますが、インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、活用できる能力の育成や向上に努めます。また、学校での学習のみならず、授業参観やPTA、家庭教育学級等を通して、家庭や地域への啓発等にも粘り強く取り組んでいきます。

1.2 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現状と課題

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23年4月1日の閣議決定をもって一部変更され、各人権課題に対する取組の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

のことからも、北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるということを再認識しなければなりません。

(2) 施策の方向性と取組

住民の間に広く拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心を高め、認識を深めるため、各種の広報などによる啓発活動に努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。拉致被害者やその家族の人たちの思いに寄り添い、拉致問題への関心や解決への意識を適切な学習等を通して高めていきます。

また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めていることから、この期間を中心に広報媒体による啓発活動を推進します。

1.3 性的マイノリティー（性的少数者）

(1) 現状と課題

生物学的な性である「身体の性」と、自分の性をどう認識するかという「心の性」が一致しない性同一性障がいや同性愛などの性的指向に関して正しい理解が求められています。性同一性障がいについては、平成16年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され性別適合手術を受けるなど一定の要件を満たしている場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別を変更できるなど少しづつ認識が深まっています。なお、平成26年12月には、オリンピック憲章の中で、「性的指向」への差別を禁止しています。

(2) 施策の方向性と取組

性同一性障がいのある人が地域で安心して暮らしていくよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動に努め、また当市に対する各種申請様式における性別欄の記載の見直しを行うなど、性同一性障がいのある人に配慮した取組を進めます。

1.4 生活困窮者

(1) 現状と課題

生活上の困難は、生存権や教育を受ける権利など人として生きる上で保障されるべき権利を脅かすことなどから、生活保護受給者以外の生活困窮者に対するいわゆる「第二のセーフティーネット」が必要となり、平成25年（2013年）に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年（2015年）から施行されました。

生活困窮者を早期に発見し、支援につなげることが必要です。

(2) 施策の方向性と取組

支援事業を委託している阿久根市社会福祉協議会と連携し、自立支援を進めます。

1.5 災害時の人権問題

(1) 現状と課題

全国で発生した大規模な震災や水害の被災地では、特に女性や子どもの安全・安心が確保できないことが問題になり、性犯罪の危険性が指摘されました。また、避難所の運営など、性別によって役割が固定化されたところも多く見られました。

避難所における、安全・安心やプライバシーを確保し、災害に伴う風評被害や偏見、いじめなどを防止することが必要です。

(2) 施策の方向性と取組

災害時には、一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。

また、避難所の運営など、人権に配慮した取り組みを推進します。

1.6 複合的な人権問題

人には、複数の属性があることで、差別や偏見を重複して受け、より困難な状況に直面することがあります。

人権問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠であり、それを踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

1.7 様々な人権課題

(1) 現状と課題

その他の人権問題として、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識、プライバシーをめぐる問題や侵害に対する差別的取扱い、アイヌの人々に対する理解が十分ではないための偏見や差別などの問題があります。

(2) 施策の方向性と取組

人権問題が多様化、複雑化している現在、様々な人権課題に対しては、それぞれの人権問題を個別に理解・認識し、それぞれの課題をしっかりと踏まえた上で、あらゆる人権問題に対しては、一

人一人の人权が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、人权教育・啓発を進めます。

用語解説（50音順）

※1 HIV（エイズ）

HIVはヒト免疫不全ウイルス。HIVは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群）の発症までには、平均10年以上かかると言われる。しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

※2 SDGs（エスディージーズ）

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さないこと」を誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

※3 鹿児島人権啓発活動地域ネットワーク協議会

鹿児島地方法務局本局、知覧支局及び川内支局内に所在する人権啓発活動に関わる機関等（本市を含む11市5町2村、鹿児島地方法務局本局、同知覧支局及び川内支局、鹿児島人権擁護委員協議会、知覧人権擁護委員協議会、川内人権擁護委員協議会）が連携・協力関係を確立し、地域内における各種人権啓発活動を総括的かつ効果的に推進することを目的に平成12年7月に設立された。

※4 子どもの人権SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめや体罰、家庭内の虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布

し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっている。

※ 5 人権教育のための国連 10 年

平成 6 年の第 49 回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深めるため、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが、重要であるという国際的な共通認識の下に、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を「人権教育のための 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤をおく団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することを求められた。これを受け、国において、平成 7 年 12 月に、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、平成 9 年 7 月には、国内行動計画を策定。

※ 6 人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由・人権思想の普及、高揚に努めることがその使命とされている。

※ 7 スクールカウンセラー

教育委員会の計画や学校の要請に応じて、学校を訪問し、教職員の教育相談に関する向上を図るとともに、保護者や児童生徒の悩み等の解消を図り、児童生徒の問題行動の解消に当たっている。

※ 8 スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格が必要であるが、教員 O.B もいる。

※ 9 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情など好意の感情又はそれが満たされなかっことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者又はその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名譽を傷つけたりするような行為などを繰り返すこと。

※ 10 性的マイノリティ（L G B T）

性的マイノリティは、性的少数派のことであり、L G B Tは性的少数派であるレズビアン（Lesbian・女性の同性愛者）、ゲイ（Gay・男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual・両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender・性別移行（性同一性障がい）を含む。）の頭文字から作られた頭文字語である。

※ 11 世界人権宣言

昭和 23 年 12 月に国連第 3 回総会において採択された国際的人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各國が達成すべき基準を定めている。

※ 12 セクシャル・ハラスメント

性的嫌がらせ、相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場所における様々な態様のものが含まれる。

※ 13 川内人権擁護委員協議会

鹿児島地方法局川内支局管内の 4 市 2 町（阿久根市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、さつま町、長島町）の人権擁護委員で組織されている協議会であり、管内の人権意識向上の普及・啓発活動を積極的に行っている。

※ 14 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。

※ 1.5 男女共同参画社会基本法

平成 11 年、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律である。

※ 1.6 同和対策事業特別措置法

昭和 44 年に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的として制定された法律である。

※ 1.7 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和 40 年 8 月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

※ 1.8 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉などで精神的に追い詰める精神的暴力、行動の束縛など多岐にわたる。

※ 1.9 ネグレクト

無視することや怠ることであり、養育すべき者が食事や衣服等の世

話を怠り、放棄すること。これは児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待のひとつで、子どもに対しては、育児放棄、育児怠慢、監護放棄などをいう。

※ 2 0 ノーマライゼーション

障がい者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（正常）な社会であるとの考え方。

※ 2 1 バリアフリー

社会の中に存在する障壁（バリア）を取り除くこと。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

※ 2 2 ハンセン病

明治 6 年（1873 年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を使用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

※ 2 3 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的な苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※ 2 4 ヘイトスピーチ

特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の差別発言などを、街頭で公然と叫ぶこと。インターネットを通じてデモや演説の動画を拡散させ、社会問題となっている。

※ 2 5 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

※ 2.6 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和という意味であり、国においては「仕事優先」の生活を見直し、仕事も家庭も大切にすることで、働き方の二極化や、男女の固定的役割分担意識等によって生じた課題の解消を目的とし、提唱している。

参 考 资 料

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

（基本的人権の享有と本質）

第 11 条 国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由・権利の保持責任と濫用禁止）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

（個人の尊重・幸福追求権と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下の平等）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的又は社会的関係において、差別されない。

（思想及び良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住・国籍を離脱の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(婚姻の自由)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会保障向上義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育を受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

児童虐待の防止等に関する法律（第1条から第7条まで）

平成12年5月24日

法律第82号

（目的）

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者的人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童

虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 儿童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであつて、親権を行うに当たつては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帶が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受

けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する基本的事項について（答申）」（1999年）→これを受けて2000（平成12）年11月29日に可決、成立

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これが体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあると問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別も

なしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各國の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自國その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は國際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共に

同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否と問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあるかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

児童の権利に関する条約

平成6年（1994年）4月22日批准

全文

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したこと留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣言したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児

童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適當な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するためには国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障

害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有すること

を認める。

- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない、このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しあつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の

抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与える。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養

護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用

のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。

- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができるることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童

は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自國の能力及び技術を向上させ並びに自國の経験を広げができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サー

ビスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適當な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適當な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適當な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適當な取決めの作成を促進する。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適當な措置をとる。
 - (c) すべての適當な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しきつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しきつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適當な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適當な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取りにおける児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適當な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止する

ためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを見童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において見童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において見童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の見童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において見童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から見童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる見童も、拷問又は他の残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる見童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。見童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての見童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての見童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての見童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性

を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

- 1 締約国は、武力紛争において自國に適用される國際人道法の規定で児童に關係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自國の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための國際人道法に基づく自國の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、國際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は國際法により禁じら

れていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

- (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
- (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めるこ。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊

重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

締約国は、適當かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自國が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよ

う書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しきつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認

められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適當と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適當と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国

からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

第50条

1 いざれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。

その送付の日から4箇月以内に締約国の三分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しつつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の三分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した以前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を等しく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

障害者の権利に関する条約（前文から第3条までを掲載）

前文

- この条約の締約国は、
- (a) 国際連合憲章において宣言された原則が、人類社会の全ての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、
 - (b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、全ての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げる全ての権利及び自由を享有することができることを宣言し、及び合意したことを探り、
 - (c) 全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、
 - (d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及び全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、
 - (e) 障害が発展する概念であることを認め、また、障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、
 - (f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、
 - (g) 持続可能な開発に関する戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

- (h) また、いかなる者に対する障害に基づく差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、
- (i) さらに、障害者の多様性を認め、
- (j) 全ての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む。）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、
- (k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界の全ての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、
- (l) あらゆる国（特に開発途上国）における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、
- (m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に貴重な貢献をしており、又は貴重な貢献をし得ることを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会的人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、
- (n) 障害者にとって、個人の自律及び自立（自ら選択する自由を含む。）が重要であることを認め、
- (o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、
- (p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、先住民族としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、
- (q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受ける一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、
- (r) 障害のある児童が、他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、
- (s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するため

のあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、

(t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要であることを認め、

(u) 國際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

(v) 障害者が全ての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境並びに健康及び教育を享受しやすいようにし、並びに情報及び通信を利用しやすいようになることが重要であることを認め、

(w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに国際人権章典において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、次のとおり協定した。

第1条【目的】

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障

壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るもの有する者を含む。

第2条【定義】

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集團のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条【一般原則】

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受け入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

(g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年6月3日
法律第68号

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある國若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある國又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるように、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるように、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

資料「人権教育・啓発の推進に関する週間等の一覧」

期 間 等	名 称
5月 1日～7日	憲法週間（5月3日憲法記念日を含む）
6月 1日	人権擁護委員の日
6月	ハンセン病問題を正しく理解する週間 (6月22日を含む日曜日から1週間)
6月23日～29日	男女共同参画週間
7月	社会を明るくする運動強調月間 (7月1日は更生保護の日)
8月	人権同和問題啓発強調月間
9月	障がい者雇用支援月間
9月15日～21日	老人週間（9月第3月曜日は敬老の日）
11月	児童虐待防止推進月間
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動
11月16日～12月15日	鹿児島レッドラボン月間 (12月1日は世界エイズデー)
11月25日～12月1日	犯罪被害者週間
12月 3日～9日	障がい者週間
12月 4日～10日	人権週間 (12月10日は世界人権デー)
12月10日～16日	北朝鮮人権侵害問題啓発週間